

選択上のご注意

- 防火性能について
建築物の内装仕上げは、建築基準法による防火上の基準が設けられています。防火性能は、下地基材と防火認定材料の組合せ、および施工方法によって変わりますのでご注意ください。
- 使用環境について
高温、高湿、水濡れの環境や、屋外でのご使用は避けてください。
- 見本帳・サンプルについて
製造ロットの違いにより、見本帳やサンプルと実際の商品に若干異なる場合がありますので、予めご了承ください。

施工上のご注意

- 壁紙標準施工法(壁紙標準施工法研究会:施工5団体による編集のもので、壁装材料協会編防火壁装施工法を発展的に改訂したもの)に基づいた施工方法をお願いします。
- 防火壁装にはシーラー処理が標準仕様となっています。また貼替え時の対処の為に必ず下地状態にあったシーラー処理をお願いします。
- シーラーやパテの処理後は十分に乾燥させてから施工してください。乾燥が不十分な場合、壁紙の変色やはがれ、かび等が発生する場合があります。
- 商品の確認をお願いします。施工前に商品ラベルに記載されている品番、数量、ロットを確認してください。また3巾位施工したところで色差等の確認をお願いします。

ご利用に際して

- 商品はタテ積みにて保管してください。ヨコ積み併桁積みは商品によっては置きあとが残る恐れがありますので絶対に避けてください。
- ダクト、煙突など高温を発生する箇所への直貼り施工は避けてください。
- 工事終了後は施工時の臭いが残る場合があります。入居後1週間程度は十分な換気を行ってください。
- 粘着テープを壁紙に付着させないでください。粘着材による変色、汚れ、破損の恐れがあります。
- 掲載写真は印刷の技術上、色調が現物と若干異なる場合がありますので、収録サンプルでのご確認、またA4サンプルをご用意しておりますので、弊社営業員にお気軽にお申しつけください。
- 掲載商品の仕様は、当見本帳発行時のものです。品質の改善により、やむをえず仕様を変更させて頂く場合があります。ご注文の際は販売店あるいは弊社営業所にてご確認頂くようお願い申し上げます。

廃棄に関するお願い

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、新見本帳発行に伴い不要となった見本帳につきましては、産業廃棄物としての取扱いが必要です。従いまして、しかるべき資格を有する産業廃棄物処理業者に直接廃棄を委託して頂きますようお願い申し上げます。当社では従来同様、廃棄物の適切な処理を更に推進していく所存です。貴社のご理解とご協力ををお願い申し上げます。

1. 残材を焼却しないこと
ビニル壁紙の残材やサンプル帳を焼却しないでください。
2. 産業廃棄物として処理する場合
施工後のビニル壁紙の残材やサンプル帳を産業廃棄物として処理する場合には、許可を受けた産業廃棄物業者に処分を委託してください。
3. 一般廃棄物として処理する場合
一般廃棄物(家庭ゴミ)として少量の残材を処理する場合には、市町村条例に基づいて処分してください。

塩化ビニル壁紙の「∞PVC」マーク表示について

平成13年4月1日、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」が施行され、従来の原材料としての再利用(リサイクル)に加えて、新たに廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)対策が追加されました。今回の施行により、塩化ビニル製の建設資材は解体時の分別を容易にするために、材質の識別表示として「∞PVC」マークを表示することが義務づけられました。

■表示の開始、および内容

1. 「∞PVC」マークは、平成15年3月1日に製造される商品より表示が開始されました。
2. 「∞PVC」マークは、壁紙裏面の面積1平方メートルごとに1箇所以上表示します。
 - (1) 壁紙裏面の表示は、目視で確認できます。
 - (2) 表示は壁紙表面への色の影響を抑える為、比較的淡い印刷インクを使用しています。
 - (3) 剥がした壁紙の裏面にブラックライトを照射させると、表示マークの確認が容易です。[特許第3058575号]